

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡市長

## 公表日

令和4年3月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図り、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として創設された医療保険制度である。</p> <p>静岡市は、高齢者の医療の確保に関する法律等関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被保険者としての資格異動（年齢到達、転入、死亡、転出等）に該当する住民異動情報の管理</li> <li>2 資格が異動した被保険者の情報管理</li> <li>3 保険料及び医療負担区分の異動に該当する被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理</li> <li>4 保険料異動情報の管理</li> <li>5 保険料期割額情報の作成及び管理</li> <li>6 特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果の受信</li> <li>7 簡易申告、基準収入額申請、障害認定申請、送付先変更届等の受理及び情報管理</li> <li>8 被保険者証等の交付、納付書等の送付</li> <li>9 保険料の納付状況の管理</li> <li>10 保険料の還付情報の管理</li> <li>11 その他各種給付関係申請等の受付及び広域連合への送付</li> </ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>①後期高齢者医療支援システム</li> <li>②静岡県後期高齢者医療広域連合電算処理システム</li> <li>③共通基盤システム（庁内連携システムと同義）</li> <li>④福祉総合連携システム</li> <li>⑤中間サーバー</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 83項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課
②所属長の役職名	保険年金管理課長
6. 他の評価実施機関	
静岡県後期高齢者医療広域連合	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>葵区役所地域総務課（市政情報コーナー） 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1488 FAX(054)221-1104</p> <p>駿河区役所地域総務課（市政情報コーナー） 静岡市駿河区南八幡10番40号 TEL(054)287-8697 FAX(054)287-8709</p> <p>清水区役所地域総務課（市政情報コーナー） 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-4470</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1081 FAX(054)221-1068

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ O ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

